



Q

教育計画書を当該年度の開始後に変更することは可能でしょうか。

A

警備業法第45条において、「警備業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、警備員の名簿その他の内閣府令で定める書類を備えて、必要な事項を記載しなければならない。」と規定しており、**警備業法施行規則第66条第1項において警備業者が営業所ごとに備えるべき書類を列挙**しています。

その一つとして、**同項第5号に、「年度ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書」**が規定されています。

また、同条第3項において、「**第1項第5号に掲げる教育計画書は、当該年度の開始の日の30日前までに備えておかなければならない。**」と規定されていますので、警備業者は、当該年度の開始の日(4月1日)の30日前までに、つまり3月1

日以前には営業所ごとに教育計画書を備えておかなければならないということになります。

しかし、例えば、eラーニングに関する設備が整備できたため、教育方法を変更したい、当初予定していた教育実施者が退職してしまったため教育実施者を変更したいなど、年度の途中で教育計画の変更が生じる場合もあるものと考えられます。

このような場合、**変更の理由が警備業法の目的に照らして適切なものであれば、予定していた教育計画を変更することもできると考えられますが、教育計画書を変更するにあたっては、変更後の教育計画書と併せて、変更前の教育計画書を備え付け、変更した日付、変更の理由を記載するなど、変更に至った経緯を明らかにしておくことが望ましい**と考えられます。

このコーナーで取り上げてほしい質問テーマがありましたら機関誌編集室にお寄せください。

✉ security-time@ajssa.or.jp